

令和8年度 五所川原市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業のお知らせ

妊婦さんが出産するにあたり遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある場合、移動する際にかかる交通費および宿泊費の一部費用を助成します。

●助成対象者

市に住民票がある方で、次の(1)または(2)に該当する方。

- (1) 住所地(里帰りしている場合は里帰り先の居住地とする)から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分^{*1}以上の移動時間を要する妊婦
- (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センター^{*2}で分娩する必要がある、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦

●助成金額(上限額:実際にかかった金額)

住所地から分娩取扱施設等までの移動に要した費用(往復分)

- 交通費**・タクシー : 実費額×0.8
・その他の手段: 五所川原市の旅費規程に準じた額×0.8
- 宿泊費**・出産時の入院までの前泊として、宿泊に要した費用
・実費額(上限11,000円) - 2,000円(1泊あたり)
※最大14泊分

●申請に必要なもの^{※3}

1. 妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書(青森県妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業実施要綱第1号様式)
2. 五所川原市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
3. 母子健康手帳の写し(診療日、分娩日記載部分)
4. 交通費に係る領収書等(有料道路、タクシー利用時)
5. 宿泊費に係る領収書

●請求に必要なもの

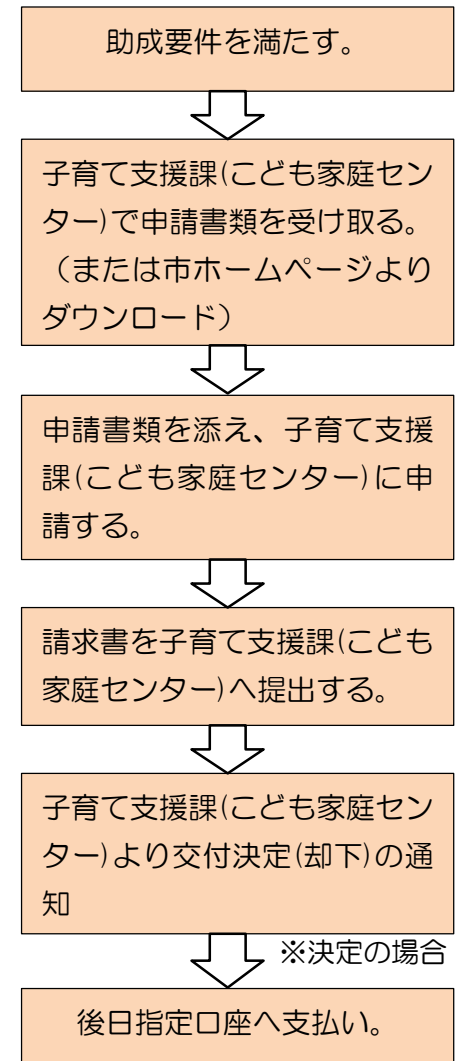
1. 五所川原市妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金交付請求書(様式第3号)
2. 通帳、印鑑

※1「概ね60分」は、妊婦が選択した移動手段(タクシー、公共交通機関、自家用車)において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した標準的な移動時間とする。

※2 周産期母子医療センターは、県内では青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、国立病院機構弘前総合医療センター、八戸市立市民病院、むつ総合病院のみとなります。里帰りの方は、事前にご相談ください。

※3 申請・請求書類は子育て支援課にて配布、または市ホームページよりダウンロードできます。

●手続きの流れ●



【問い合わせ】

五所川原市福祉部子育て支援課
こども家庭センター
0173-35-2111(内線2482)